

劇場・音楽堂等活性化事業

(26年度予算額 3,003百万円)
27年度予定額 3,000百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。



- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援。

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- 支援施設数: 15施設
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出等)を支援。

- 支援件数: 3公演
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり行う公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数:
 - 公演事業 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるように、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- 支援件数:
 - 大型公演 2件
 - 通常公演 60件
- 支援内容: 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援

5 劇場・音楽等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修(アートマネジメント研修、技術職員研修)を文化庁が実施。



我が国の実演芸術の水準向上

全国的な劇場・音楽堂の活性化

地域コミュニティの創造と再生